



I. コロラド州プライバシー法(CPA)の概要
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2021年
7月29日号

I. コロラド州プライバシー法(CPA)の概要

執筆者: 岩瀬 ひとみ、池田 将樹

1. はじめに

2021年7月7日、米国コロラド州で、包括的なプライバシー保護法である [Colorado Privacy Act](#)(以下「CPA」)が、州知事による署名手続を経て成立した。これにより、コロラド州は、カリフォルニア州、ヴァージニア州に次いで米国で3番目に州レベルの包括的なプライバシー保護法を有する州となった。CPAは、2023年7月1日に施行される予定である。CPAを、カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」)ないしカリフォルニア州プライバシー権法や、ヴァージニア州の消費者データ保護法(以下「VCDPA」)と比較すると、特にVCDPAとは類似する点が少ない。もっとも、二州の法律とは異なる点もあるため、コロラド州の住民を対象としたビジネスを行っている企業においては、適用の有無を確認し、適用がある場合には、対象データやデータの共有等の状況の確認を行った上で、プライバシーノーティスの作成、権利行使対応の態勢整備等に向けた準備を進めていく必要がある。

2. 適用対象

(1) 規制の対象となる事業者

CPAは、コロラド州で事業を行っている、又はコロラド州の住民を意図的に対象として商品若しくはサービスを製造若しくは提供している管理者(単独又は共同で個人データの処理の目的及び方法を決定する者をいう。§ 6-1-1303(7))であって、以下のいずれか又は双方を充足する者に適用される(§ 6-1-1304(1))。

- ① 1年間に10万人以上のコロラド州の住民の個人データを管理又は処理している
- ② 個人データの売却から収益を得又は割引を受けており、かつ2万5,000人以上のコロラド州の住民の個人データを管理又は処理している

CPAにはいくつかの適用除外が定められており、まず、エンティティレベルでは、航空会社、Gramm-Leach-Bliley Act(以下「GLBA」)に規定される金融機関等一定のエンティティが規制の対象から除外されている。また、データレベルでは、GLBA、Health

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めている必要がある。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

Insurance Portability and Accountability Act of 1996(いわゆる HIPAA)、Children's Online Privacy Protection Act of 1998(いわゆる COPPA)の下で保護される一定の情報等が適用対象から除外されている(§ 6-1-1304(2))。

CCPAと同様、CPAの「コロラド州で事業を行っている」との要件については具体的な内容が明文で定められていないため、適用範囲が必ずしも明確でない点に留意が必要である。なお、CCPAやVCDPAとは異なり、CPAは上記要件を充足する非営利組織をも適用対象としている。

(2) 消費者の定義

CPAでは、「消費者」とは、個人又は世帯の文脈でのみ行動する、コロラド州の住民である自然人をいうと定義されており、商業上又は雇用の文脈で行動する自然人は、「消費者」から除外されている(§ 6-1-1303(6))。そのため、VCDPAと同様、従業員等の個人データやB to Bの文脈で得た個人データはCPAの適用対象外となる。

(3) 規制の対象となる情報

CPAは、「個人データ」を、識別され又は識別され得る個人に紐づけられ又は合理的に紐づけられることが可能な情報と定義している。非識別化されたデータや公に利用可能な情報(連邦・州・地方政府により合法的に公開された情報又は消費者が合法的に一般に公開したと管理者が信じる合理的な根拠がある情報)は、「個人データ」から除外されている(§ 6-1-1303(17))。

オプトイン手続の対象となる「センシティブデータ」については、下記3.(3)で述べる。

3. 消費者の権利

(1) アクセス権、訂正権、削除権、ポータビリティ権

消費者は、自身のデータに関し、①アクセス権(自身の個人データが処理されているか否かを確認する権利を含む。)、②訂正権、③削除権、④ポータビリティ権(他者に移管可能な形式の個人データを入手する権利)を有する(§ 6-1-1306(1)(b)-(e))。

管理者は、原則として、消費者からの権利行使に関し請求の受領日から45日以内に対応しなければならず、請求の複雑性及び数を考慮して合理的に必要な場合には、請求の受領日から45日以内に、消費者に対し、要求に回答するために45日を超過する理由とともに通知することで、その期間をさらに45日間延長することができる(§ 6-1-1306(2))。

上記の規律の構造は、基本的にCCPA及びVCDPAと同様である。

(2) 第三者への個人データの売却等に対するオプトアウト権

CPA下において、消費者は、(i)売却、(ii)ターゲティング広告、又は(iii)消費者に関して法的効果又はそれに類似する効果をもたらす意思決定を促進するためのプロファイリング目的での個人データの処理等に対するオプトアウト権を有する(§ 6-1-1306(1)(a))。

ここで「売却」とは、管理者が第三者との間で個人データを金銭的対価と交換することをいうが、以下の場合には「売却」から除外されている(§ 6-1-1303(23))。

- ① 管理者に代わって個人データを処理する処理者に対して個人データを開示する場合
- ② 消費者が要求した製品又はサービスを提供する目的で第三者に対して個人データを開示する場合
- ③ 管理者の関連会社に対して個人データを開示する場合
- ④ 合併、破産、その他第三者が管理者の資産の全部又は一部の支配を承継する取引の一部を構成する資産として個人データを第三者に対して開示又は移転する場合
- ⑤ 消費者が、(i)第三者と情報交換を行うために、消費者が管理者に開示するよう指示し若しくは管理者を用いて意図的に開示した場合、又は(ii)マスメディアを通じて意図的に公衆に対して利用可能な状態に置いた場合

次に、「ターゲティング広告」とは、消費者に対する広告表示であって、当該広告が、当該消費者の嗜好又は興味を予測するために無関係のウェブサイト、アプリケーション又はオンライン・サービスを行き来する当該消費者の活動から経時的に取得又は推

測された個人データに基づいて選択的に表示されるものをいうが、以下の場合は「ターゲティング広告」から除外されている(§ 6-1-1303(25))。

- ① 消費者による情報又はフィードバックの要請に応えるために、当該消費者に対して行われる広告
- ② 管理者自身のウェブサイト又はオンライン・アプリケーション内で行われた活動に基づく広告
- ③ 消費者の現在の検索クエリやウェブサイト又はオンライン・アプリケーションへの訪問の文脈に基づく広告
- ④ 広告の実績・到達度・頻度を測定又は報告する目的のためだけに行われる個人データの処理

また、「プロファイリング」とは、個人情報自動化された処理であって、識別された若しくは識別され得る個人の経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置又は動きに関する個人的側面を評価し、分析し、又は予測するためのものをいう(§ 6-1-1303(20))。

(3) センシティブデータに関するオプトイン手続

管理者は、消費者から事前に同意を得ることなく当該消費者のセンシティブデータを処理してはならない。子ども(13才未満)のセンシティブデータを処理する場合は、その親の事前の同意を得る必要がある(§ 6-1-1308(7))。

「センシティブデータ」とは、①人種的・民族的起源、宗教上の信仰、精神的・身体的健康診断、性的生活・性的指向、又は市民権・移民の状態を明らかにする個人データ、②自然人を一意的に識別することを目的とした遺伝的データ・バイOMETリックデータ、③子ども(13才未満)と分かっている者から収集した個人データと定義されている(§ 6-1-1303(24))。地理的位置情報が含まれていない点で VCDPA と異なる。

また、「同意」とは、消費者の自由意思に基づく、具体的かつ十分に情報が与えられた上での不明瞭でない同意を示す明確かつ肯定的な行動であり、他の関連性のない情報とともに個人データの処理について記載された一般的かつ広範な利用条件やこれに類似する文書の承諾、“dark pattern”¹を通じて得られた合意等は、「同意」から除外されている(§ 6-1-1303(5))。

4. 管理者の義務

管理者に課される義務の内容も VCDPA と類似するものが多い。CPA の定める管理者の主たる義務は以下の通りである。

まず、管理者は、消費者に対して、合理的にアクセス可能で、明確かつ意味のあるプライバシーノーティスを提供しなければならない。当該プライバシーノーティスには、①管理者が処理する個人データの種類、②個人データの処理目的、③消費者による権利行使方法、④管理者が第三者に対して個人データを共有している場合には、当該個人データの種類及び当該第三者の種類を記載しなければならない(§ 6-1-1308(1)(a))。管理者が個人データを第三者に対して売却する場合、又はターゲティング広告目的で処理する場合には、当該処理及び消費者によるオプトアウト権の行使方法について、明確かつ目立つ形で開示しなければならない(§ 6-1-1308(1)(b))。

また、管理者は、個人データを収集し、処理する明確な目的を定めなければならない(§ 6-1-1308(2))、管理者による個人データの収集は、当該目的のために十分であり、関連し、かつ合理的に必要な範囲に限定されなければならない(§ 6-1-1308(3))。加えて、管理者は、消費者の事前の同意を得ない限り、開示された処理目的に合理的に必要なとも、合致するともいえない目的のために個人データを処理してはならない(§ 6-1-1308(4))。

さらに、管理者は、消費者に対し、権利行使のために新たなアカウントを開設することを要求してはならず、また、CPA 上の権利を行使したことを理由に、サービスの実行可能性又は価値とは無関係に、商品又はサービスのコストを上げ又は利便性を減少させてはならない(§ 6-1-1308(1)(c))。

その他、CPA では、VCDPA と同様に、管理者が、消費者を害する高いリスクを有する一定のデータ処理を行うにあたり、事前に

¹ ユーザーの自律性、意思決定又は選択を破壊し又は損なう重大な効果を生じるよう設計又は操作されたユーザーインターフェースを意味する(§ 6-1-1308(9))。

データ保護評価(data protection assessments)を行いそれを書面化することが求められている。具体的には、不正又は詐欺的な対応等所定のリスクが合理的に予想され得るターゲティング広告及びプロファイリングや、個人データの売却及びセンシティブデータの処理にあたってデータ保護評価を行う必要がある。司法長官から求められた場合はデータ保護評価を開示しなければならない(§ 6-1-1309)。

5. エンフォースメント

CPA を執行する権限は、司法長官又は地方検事にのみ与えられており、クラスアクションを含め消費者による私的訴権は認められていない(§ 6-1-1311(1)(a)(b))。司法長官又は地方検事は、是正が可能と思われる場合、管理者に対しその違反に関する通知を行い、管理者が当該通知の受領から 60 日以内にその違反を是正できなかった場合に執行をすることができる(§ 6-1-1311(1)(d))。但し、当該条項は 2025 年 1 月 1 日に廃止されるため、それ以後はかかる違反通知を執行に前置する必要はなくなるものと考えられる。)。CPA 違反の民事罰は、1 件の違反につき最大 2,000 米ドルとされている(§ 6-1-112(a))。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
hiwase@nishimura.com

1997 年弁護士登録、2004 年ニューヨーク州弁護士登録。1994 年早稲田大学法学部卒業、2003 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



いけだ
池田 将樹

西村あさひ法律事務所 弁護士
ma.ikeda@nishimura.com

2018 年慶應義塾大学法学部卒業、同年弁護士登録。国内外の M&A、資本業務提携やエクイティ・ファイナンスをはじめ、株主総会対応、危機管理、コーポレートガバナンスその他一般企業法務に携わっている。

II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

1. 日本

- 2021 年 6 月 30 日、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A』が更新された。複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータは、特定の個人との対応関係が排斥されている限りは「個人情報」に該当しないことが明記されたほか、製薬企業が過去に臨床試験等で取得した個人情報や医療機関が保有する患者の臨床症例の取扱いについて、公衆衛生の向上という観点から解説がなされている。

2. 韓国

- 2021 年 6 月 8 日、「情報通信網の利用促進と情報保護等に関する法律」の改正法が公布された。同改正は 2021 年 12 月 9 日に施行予定である。改正の主な内容は、同法に基づき一定規模以上の情報通信システムサービス提供企業において選定が必要とされている情報保護最高責任者(Chief Information Security Officer、以下「CISO」)について、兼職が可能な業務内容を明記することで兼職制限を緩和したこと、従業員も CISO の指定対象者に含めることで CISO の資格要件を緩和したことである。

3. 中 国

- 2021年6月10日、「中華人民共和国データ安全法」が公布され、2021年9月1日の施行が予定されている。「中華人民共和国データ安全法」は、総則、データ安全と発展、データ安全制度、データ安全保護義務、政務データの安全と開放、法的責任及び附則の7章に分けられ、全部で55条で構成されている。同法は、統一的なデータ安全保護義務体系を構築し、「国家核心データ」(国家安全保障、国家経済に不可欠なもの、人民の生計及び重要な公益に関するデータ)の概念を提示したほか、分級分類保護制度(分級及び分類ごとに保護の程度が変わり、国家核心データがより厳しい規制に服する。)、重要データのリスト(各地方及び省庁において作成される。)、データの輸出管理並びに投資及び貿易における差別的取扱いへの報復措置、外国法執行機構によるデータ提供請求への対応、政務データの開発等についても規定している。同法は、データ安全法(第2次審査稿)(第2次審査稿については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター 2021年5月21日号](#)を参照されたい。)に比べ、違法行為に対する行政罰を強化しており、過料の上限を1,000万人民币元引き上げ、関係業務の一時停止、営業停止・是正又は営業許可の取消処分を課すことができるようになる。さらに、中国の安全保障、公益又は市民若しくは組織の利益を害する場合には、域外のデータ処理について同法が適用される可能性がある。また、中国国民に関する域外のデータの処理又は中国に実際に影響のあり得る域外のデータ処理についても同法の義務を遵守する必要がある。データの国外移転に関しては、重要な情報インフラ事業者が収集し、又は生成した重要データにつき、サイバー安全法の規定を準用している。重要な情報インフラ事業者でない者に対しても、重要データにつき追って制定される規則を遵守する義務を課している。なお、貿易管理の対象となる項目に関するデータは貿易管理の対象となり、輸出管理法の規制に服する。

4. 米 国

- 2021年6月14日、米国テキサス州のデータ侵害通知法を改正する法案が、州知事による署名手続を経て成立した。現行法では、250名以上のテキサス州住民に影響する一定のデータ侵害について、侵害を認識してから60日以内に州司法長官に通知をしなければならないとされているが、改正法では、かかるデータ侵害通知に記載すべき事項が拡充されるとともに、州司法長官において、受領した侵害通知のリストを州司法長官のウェブサイト上に開示しなければならない旨が定められた。これにより、同州の司法長官にデータ侵害通知が提出された場合、30日以内に上記リストに追加され、その後1年間掲載されることになる。改正法は2021年9月1日に施行される予定である。

5. 欧 州

- 2021年6月28日、EEA域内から英国への個人データの移転を認める[十分性認定](#)が、欧州委員会によりなされた。これにより、長期的な枠組みの中でEEA域内から英国に向けた個人データの移転を行うことができるようになることが期待される。これまで、EUと英国との間の通商・協力協定により、EEA域内から英国への個人データの移転が認められていたが、個人データの移転が認められる期間は、協定の発効から4ヶ月間(EU及び英国が期間の延長に異議を述べなかった場合には6ヶ月間)に限られていた(十分性認定にも4年間の有効期間は設定されている。)。なお、英国から英国国外への個人データの移転に関しては、現在、英国の監督機関であるICOが、英国から英国国外への個人データの移転のための標準契約条項の公表に向けて準備を進めている。
- 2021年6月18日、欧州データ保護評議会は、「[EUと同等の個人データの保護水準を確保するためのデータ移転方法を補完する措置に関するレコメンデーション\(Recommendations\)](#)」の最終版を採択し、同月21日に公表した。当該レコメンデーションは、パブリックコメントの結果を踏まえ、昨年11月に公表されたドラフトから10頁長くなり、48頁と大部なものとなっている。従前のドラフトからの変更点としては、ステップ3の内容が大幅に加筆され、いわゆるリスクベースのアプローチを採用することが明記されたことが注目される。当該レコメンデーションの概要については、[当事務所 ヨーロッパニューズレター 2021年6月23日号](#)も参照されたい。
- 2021年6月15日、欧州司法裁判所(CJEU)により、ワンストップショップ制度に関する[先決裁定](#)が出された。ワンストップショップ制度とは、複数国に拠点が存在する場合に、管理者の主たる拠点がある国の監督機関を主監督機関に指定する制度(GDPR56条1項)である。主監督機関ではない他国の当局の介入の可否が問題となった事案について、ベルギー控訴裁判所の付託を受けたCJEUは、GDPR所定の例外事由が認められる場合(緊急の必要性が認められる場合や主監督機関の協力を得られない場合等)には、主監督機関ではない他国の当局も、データ主体の権利を保護するために必要な措置を

講じることができる旨を明らかにした。

6. 南アフリカ

- 2021年7月1日、南アフリカの個人情報保護法(Protection of Personal Information Act, 2013)の主要な条項が全て施行された。これにより、南アフリカで個人情報を収集・処理している事業主は、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター6月28日号](#)でも紹介した情報責任者の登録義務を負うほか、個人情報保護のために適切な技術的・組織的対策を講じる義務、ダイレクトマーケティング目的で個人情報を処理することの禁止、いわゆる「センシティブデータ」に相当する特別個人情報(Special Personal Information、例えば、データ主体の宗教的・哲学的信念、人種・民族的出自、労働組合への加入、政治的主張、健康情報又は犯罪行為に関する情報)を処理することの禁止等、個人情報保護法に基づく各種規制の対象となる。
- 2021年5月26日、南アフリカの大統領はサイバー犯罪法(Cybercrimes Act, 2020)に署名した。施行日は未定だが、サイバー犯罪に際しては、個人情報保護法に基づく事業主の当局に対する報告義務やデータ主体に対する通知義務が加重され、罰則も強化されることが見込まれる。

7. アラブ首長国連邦(UAE)

- アラブ首長国連邦(UAE)の域内で提供される健康関連のサービスに関連した健康データに関しては、健康データに関するICT法(2019年連邦法第2号、Law concerning the Use of Information and Communication Technology in Health Fields)に基づき、UAE域外への移転や、UAE域外における取扱い(移転、保存、生成及び加工)が原則として全面的に禁止されている(同法13条)。これに対し、医療・科学・保険等の業界から、広汎な禁止の緩和が求められていたところ、2021年4月28日、UAEの健康・予防省(Ministry of Health and Prevention)が、健康データのUAE域外への移転やUAE域外での取扱いを例外的に許容する要件等を定めた決議(Ministerial Resolution 51/2021)を発令し、同年5月13日付で発効した。同決議に基づき、例えば、(i)UAE域外における治療のために健康データの移転等が必要な場合、(ii)遠隔医療に健康データが使用される場合、(iii)医学的検査のために健康データに関わる検体等が送付される場合、(iv)科学研究に健康データが使用される場合、(v)医療保険に関する保険金請求の処理のために保険会社によって健康データが使用される場合、(vi)血圧や血糖値等の健康データの記録及び管理のために公衆が使用するウェアラブル端末及びヘルスケア管理機械等の単純な医療機器によって健康データが加工される場合等においては、一定の要件を満たすことを条件に、UAE域外への健康データの移転等が認められる。必要な要件の内容は、上記(i)~(vi)等の具体的な例外事由ごとに異なっており、当該データの暗号化義務、当局の同意の取得義務、当該データをUAE域内で保存する義務等様々であるため、慎重に検討する必要がある。

8. パナマ

- 2021年5月28日、パナマのデータ保護法(LPDP-Law 81/2019)に関する行政令第285号が施行された。同行政令は、プライバシーに関する原則及び権利義務を遵守するための具体的な規定を定め、データ所有者をデータ取扱業者から保護する建付けとなっている。その内容は、GDPRに倣っている部分が多いが、LPDPは、①パナマ市場に向けた商用のオンラインデータを取り扱う場合にのみ域外適用される点、及び②違反行為に対する制裁として、データベースの閉鎖や、個人情報の保存・処理活動の停止及び暫定的又は永久的な無効化に加えて、1,000~最大1万米ドルと低額だが制裁金が科され得る点が特徴的である。

9. フィリピン

- 2021年6月28日付で、The National Privacy Commissionより、NPC Advisory No.2021-02が公表された。同勧告は、2021年1月22日に第一回ASEANデジタル大臣会合にて採択された、ASEAN Data Management Framework及びModel Contractual Clauses for Cross Border Data Flowsの利用を、あくまでも任意であると留保しつつも推奨している。特にModel Contractual Clauses for Cross Border Data Flowsについては、個人データが第三者により処理される際に実施が必要とされる「同等の保護レベルを提供するための契約その他の合理的な手段」(Data Privacy Act of 2012第21条)になり得るとさ

れている。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.iwase@nishimura.com

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a.matsumoto@nishimura.com

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.kawai@nishimura.com

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの越境移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
c.igarashi@nishimura.com

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。2006年ポスطن大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部執務。金融機関を含む企業のコンプライアンス、ガバナンス、リスク管理、マネー・ロンダリング対策、国内外の各種規制および当局対応ならびに紛争対応を中心とし、顧客情報やデータ保護に関する企業の体制構築や事案対応も幅広く手がける。



きくち ひろゆき
菊地 浩之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kikuchi@nishimura.com

ソフトウェア開発会社勤務を経て、2003年弁護士登録、2009年カリフォルニア州弁護士登録。1995年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2008年ジョージワシントン大学ロースクール卒業(IP LL.M.)。2008年から2009年までロープスアンドグレイ法律事務所(ニューヨークオフィス)にて研修。IT 関連(インターネットにおける新規ビジネス、システム開発案件等)、個人情報保護法制、各種知的財産権に関するライセンス、知的財産権等の譲渡、M&A 取引を中心に取り扱う。個人情報に関しては、国内外のクライアントに国をまたぐ個人情報の移転等を中心にアドバイスを継続的に提供。第一種情報処理技術者。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.suga@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 弁護士
to.murata@nishimura.com

2010年弁護士登録、2020年ニューヨーク州弁護士登録。2018年UCLAロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームであるBristows LLPに出向。2019年から2020年にかけてホーチミン事務所で勤務し、2021年からはバンコク事務所で勤務。ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのデータ保護等のIT関連規制やIT・知的財産にかかる取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>